

平成19年4月からの 国民年金保険料のお知らせ

本庁住民税務課 電話 0994-22-3039
支所住民生活課 電話 0994-25-2511
鹿屋社会保険事務所 電話 0994-42-5121

ります。お支払いは、4月1日（日）から5月1日（火）までです。
※今年は4月30日（月）が休日のため5月1日（火）が期限です。

【平成18年度に保険料免除等の承認を受けられた方は】

全額免除・若年者納付猶予の方
平成19年6月まで全額免除・
若年者納付猶予の承認を受けている方は、平成19年4月に納付書は送付されません。

平成19年6月に7月分～翌年3月分の定額保険料の納付書が送付されます。

20歳から60歳になるまでの40年間は、年金制度に加入し保険料を納めます。

平成19年度の国民年金保険料は14,100円です。

毎月の保険料は、翌月末日（納付期限）までに納めます。

■平成19年度の「国民年金保険料納付案内書」が4月上旬に社会保険局より送付されます。
(国民年金保険料納付案内書・口座振替申出書・前納納付書・各月分納付書)

【学生納付特例制度は】

申請は毎年必要です。「学生証により納付いただぐと割引がありお徳です。

現金払いで1年度分を全納すると年間3,000円の割引となる

達後の翌月からは、第1子及び第2子の手当額は5千円となります。

詳しく述べては、本庁保健福祉課または、支所住民生活課にお問い合わせください。(公務員の方は勤務先にお問い合わせください。)

町内観光施設が営業を開始しました

保健福祉課からのお知らせ

平成19年4月1日から児童手当制度が拡充されました

本庁保健福祉課 電話 0994-22-3042
支所住民生活課 電話 0994-25-2511

拡充の内容

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図る観点から、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額を、第1子及び第2子について倍増し、出生順位にかかわらず一律月1万円となりました。

なお、3歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢及び所得制限限度額については、現行どおりです。

※今回の改正では、受給者から特段の手続きを行う必要はありません。

なあ、平成19年4月から3歳未満の児童手当等の額は一律月額1万円となります。申込の方法など、詳しくことは役場または社会保険事務所へお問い合わせください。

〈0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当〉

(現行)

第1子、第2子……月額 5,000円 → 月額 10,000円(倍増)
第3子以降……………月額 10,000円 → 月額 10,000円(現行どおり)

(改正)

〈3歳以上(現行どおり)〉

第1子、第2子……月額 5,000円
第3子以降……………月額 10,000円

施行日：平成19年4月1日(拡充後の最初の支給月：平成19年6月)

大滝の茶屋

(ソーメンセット・そばセット・ニジマス塩焼きなど)

■ 営業期間
4月1日から10月31日

■ 営業時間
11時から15時

■ 定休日
毎週月曜日

■ 問い合わせ先
大滝の茶屋

☎ 0994-22-2120

奥花瀬ニジマス釣場

竿、餌(釣った魚1kg)
込み2,000円

■ 営業期間
4月1日から11月3日

■ 料金
竿、餌(釣った魚1kg)
込み2,000円

■ 奥花瀬ニジマス釣場
☎ 0994-25-3376

瀬々來樹館

(ソーメン流し、鯉の洗い、ニジマス塩焼き、おにぎり、生ビールなど)

■ 営業期間
4月28日から9月30日

■ 営業時間
11時から16時(夜は要予約)

■ 問い合わせ先
瀬々來樹館

☎ 0994-25-3883